

局長

次長

係長

供覧

主査

別
様式第4号(第4条)



呼 称 使 用 等 届 出 書

一応供覧

2018年⁷6¹⁹日

米子市議会事務局長 様

(届出者) 米子市議会議員

遠藤 透

議会活動における呼称の使用について、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の事由 使用 変更 使用の取りやめ

2 呼 称 名

一院クラブ

議起第369号-2



政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		1,836 円	
支出内容	数量	単価	金額
書籍購入費	2	918	1,836
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

領 収 証

住所 米子市議会 平成30年 7月 19日

氏名 遠藤 通 様

コード 10432 請求書No. _____

金額									

但し _____

No. 894135

印
紙

上記の通り確かに領収致しました

松江市殿町63番地
株式会社 **今井書店**
代表取締役 **中尾 行雄**



扱者印

政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		1,500 円	
支出内容		数量	金額
都市計画総括図			1,500
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。



納入通知書 (兼領収証書)

一般会計-21-4-3-2

平成30年 9月 7日 発行

()

遠藤 通 様

年度	所属課	調定番号
平成30	都市創造課	100007232-1
会計	一般会計	
21 款	諸収入	
4 項	雑入	
3 目	雑入	
2 節	雑入	
43 細節	図書等売捌収入 (都市計画課)	
摘要 総括図		
金額		1,500 円
納期限		平成30年 9月 27日
上記のとおり納入して下さい		
米子市長 伊木 隆司		
納付場所 山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫・商工組合中央金庫米子支店・中国銀行・鳥取西部農業協同組合		
(納入者保管)		

政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費
	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費
支 出 金 額		1,250 円	
支 出 内 容	数 量	単 価	金 額
複写機使用料(7月~9月)	125	10	1,250
備 考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

納入通知書 (兼領収証書)

一般会計-21-4-3-2

平成30年10月 9日 発行
()

米子市議会 一院クラブ
遠藤 通 様

年度	所属課	調定番号
平成30	議会事務局	100008467-1

会計 一般会計
21 款 諸収入
4 項 雑入
3 目 雑入
2 節 雑入
84 細節 複写機使用料 (議会事務局)

摘要
複写機使用料 (7月~9月)

金額 1,250 円

納期限 平成30年10月29日

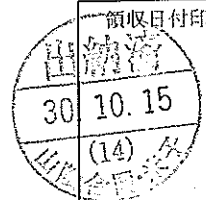
上記のとおり納入して下さい

米子市長
伊木 隆司



納付場所
山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫
・商工組合中央金庫米子支店・中国銀行・鳥取西部農業協同組合

(納入者保管)



政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		150 円	
支出内容	数量	単価	金額
複写機使用料(10月~12月)	15	10	150
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。


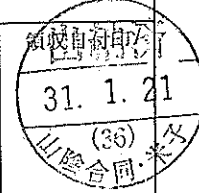
【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

納入通知書 (兼領収証書)

一般会計-21-4-3-2

平成31年 1月10日 発行
()

米子市議会 一院クラブ
遠藤 通 様

年度	所属課	調定番号
平成30	議会事務局	100012474-1
会計	一般会計	
21 款	諸収入	
4 項	雑入	
3 目	雑入	
2 節	雑入	
84 細節	複写機使用料 (議会事務局)	
摘要 複写機使用料 (10月~12月)		
金額		150 円
納期限		平成31年 1月30日
上記のとおり納入して下さい 米子市長 伊木 隆司		
納付場所 山陰合同銀行・鳥取銀行・米子信用金庫・島根銀行・中国労働金庫・商工組合中央金庫米子支店・中国銀行・鳥取西部農業協同組合		 
(納入者保管)		

政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		50,440 円	
支出内容	数量	単価	金額
文書通信費	696	72	50,112
	4	82	328
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

領収書

遠藤 通 様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @72	15.0g 696通 ¥50,112
小計	¥50,112
第一種定形 @82	15.0g 4通 ¥328
小計	¥328
郵便物引受合計通数	700通
課税計 (内消費税等)	¥50,440 ¥3,736)
非課税計	¥0
△計 合計	¥50,440
お預り金額	¥50,440



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 13:41
 担当: XXXXXXXXXX
 発行No. 190212A5118 端N77箱77
 連絡先: 米子郵便局
 TEL: 0859-22-2910

領収書

遠藤 通 様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @72	15.0g 696通 ¥50,112
小計	¥50,112
第一種定形 @82	15.0g 4通 ¥328
小計	¥328
郵便物引受合計通数	700通
課税計 (内消費税等)	¥50,440 ¥3,736)
非課税計	¥0
△計 合計	¥50,440
お預り金額	¥50,440



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2019年 2月12日 13:41
 担当: XXXXXXXXXX
 発行No. 190212A5118 端N77箱77
 連絡先: 米子郵便局
 TEL: 0859-22-2910

写

これでは、米子市は沈みます 近未来の希望・託せますか！

湊山の「史跡公園整備(素案)」

事業費の非公表&用地費・物件費を隠蔽？

旧米子城跡の、イベントの賑わいに、近未来の夢と希望が託せるのか！

二の丸から天守跡区域の国史跡指定は、平成18年1月。

国指定後14年の歳月が流れた。市は、平成29年の「史跡保存活用計画」に続き、平成31年に「史跡整備計画」に着手した。

「史跡整備計画」の事業期間15年間。市長選3回を跨ぐ長期プラン。全体事業費12億5千万円を推定。うち市税負担分、5億円。

公共事業の計画に、事業費の全容を示さないことは異様。

事業費の内、生い茂る雑木の伐採費用は全額を算入せず、民有地の史跡追加予定地4ヶ所の用地費、物件費(補償費)は公表を拒み非公表。

しかも、市民に「意見公募」を求めながら、事業費の非公表、隠ぺいは、市民を欺き公僕に背く。

最も重要ことは、この「計画」に、市民の意見を尊重するという、市政の基本姿勢が貫かれていない。

球場敷地の「国史跡」・ストップ

民有地3ヶ所、「用地代・先渡し」

球場敷地の借地と深浦、出山、飯山の民有地4所の、国史跡の追加指定を計画。

うち、球場敷地の借地、深浦、出山の3ヶ所は、短期(5年以内)で用地代を先払いし、整備(事業)は、10年先にずれ込む計画。

地権者に忖度した、国史跡の追加指定計画。本性丸出しの「史跡公園化」だ。

球場敷地の自由な土地活用に、国指定のストップを。深浦、出山に遺構は存在しない。

「史跡公園化計画」に

市民の合意は

諮られていない！

封建社会の権力文化か！

眺望に魅せられる観光文化か！

天守閣の消えた城跡。球場敷地の

「史跡公園化計画」に、市民の「反

対意見」は寄せられても、市長が「市

民合意」を諮った形跡はない。

市民の合意も無く、史跡の遺構の無い民地の公有化は、不条理だ。

ことばの整頓

*球場敷地の土地開発は、米子市と市民で決める。文化庁の強制は無い。国のペナルティーも無い。

*旧三の丸の史跡ゾーンは、*御殿(現球場敷地)*大手門(現商業施設)*搦手門(現病院)*土堀(現球場)の4区分とある。*球場敷地は、旧三の丸跡の全域ではなく、一部分に過ぎない。

湊山公園の桜・名所が消える(鳥大医)キャンパス用地と交換(「球場敷地」今は、活用しません。と、市への要望書を取り下げた鳥大医のキャンパス問題の先々。「交換説」・多大な財政負担市は、球場敷地の史跡公園化に執着し続け、鳥大医のキャンパス用地は、「桜の並木地」を用立てる交換説を模索している。この「一挙兩得」とも映る交換説は、「桜の並木地」の「公園代替用地」の確保という、多大な財政支出と市民から寄贈の桜名所を失う。球場地の史跡指定整備・多目的広場しかも、球場敷地の史跡公園化は、東屋とベンチの広場整備に過ぎず、税金の投資効果は望めない。

伊木市長の重大な問題発言

拉致解決に、「もし、安倍内閣が軍事行動をするのであれば、全面的に支持する。」……憲法、尊重・擁護義務違反

市長、問題発言を「撤回」!

「二連の発言の趣旨は、決して間違っていない」?

市長は、発言の撤回後「自分の発言自体に、特に誤りがあったわけではなく」と議会で居直り、「撤回は、誤解が解ける気配がない」と弁解。市長の、「軍事行動を支援する」という発言は、「誤解を招く」という類で消される問題ではない。「交戦権」を禁じた憲法に、反する発言だ。

市長と二問一答

十二月市議会

(遠藤議員)

市長は、議会開会前は、発言の撤回はしないという強い姿勢であった。撤回の判断に至った経緯について説明を求めたい。

(伊木市長)

その時点において、私の発言自体に特に誤りがあったわけではない。ただ、その後誤解が解ける気配がないので、誤解を招いた文言を撤回した。

(議員)

市長は、発言に誤りはなかったという認識ですか。

(市長)

何度も説明してきた。私自身、今でも一連の発言の趣旨というものには、決して間違っていないかっと思っっている。
(軍事行動の発言も、ですか?)

(議員)

市長は、軍事行動を安倍(内閣)さんがしたら支援するという発言を、されたわけですね。

(市長)

軍事行動を直接的に支持するとうい言いは決してしていない。

(議員)

市のホームページの、市長のコメントには、「全面的に支持する」と載っているのではないですか。

(市長)

拉致被害の文脈の中で、「あれば」という言葉を使って、「例え」ということで使っている。軍事行動を支持するというような部分だけを切り取られては困る。

(議員)

時の市長として、軍事行動を支援すると言われたのですか。

(市長)

言葉として、軍事行動という言葉を使ったのは事実だ。

(議員)

市長は、「軍事行動を支援する」という言葉は、適正であったとの認識か、反省の弁が見えない。

(市長)

私自身、発言全体の真意に、特に誤りがあったとは思っていない。「誤解される部分」があったことは事実だ。

市長は、「軍事行動」という発言に警戒心も無い。市民は、言葉の責任と反省を求めている。

市長発言の背景に、「諸外国では、軍需力を背景に外交交渉を進めるのは普通のことだ」という、政治信条の表れではないかとの批判もある

「拉致問題」の

早期解決に向けて!

(議員)

拉致問題解決の、一番有効な手段は何かについて伺いたい。

(市長)

国民世論が丸となって、政府の行動を支持していくこと。ここが非常に重要だ。

(議員)

一番の障壁は、日本と北朝鮮の直接交渉を拒んでいる、米政府に責任があるのではないか。

277, 何を表していますか?

市営住宅1,518戸のうち、使われていない空室戸数!

建物を長く使う「長寿命化10年」計画は、策定から7カ年が経過。この間、「政策空室」の改善事業の予算が動いたのは、わずか2カ年。「予算を計上しない計画」を、漫然と続け、「空室277戸」を放置。公営住宅は、良好な管理と速やかな改善が法で義務付けられている。

河崎住宅、115戸

青木住宅、78戸

「改善事業に、金が掛かる。」、前市長の市政運営がもたらした負の遺産。「空室の放置」。

市営住宅の経営管理は、効率性が高い。先に投資した借金(元利)は、家賃収入を原資に返済している。

逆に、「政策空室」という名目で、使わない「空室」を「放置」している現状は、税収の損失となる。

河崎・青木住宅の、「政策空室」解消にむけた事業の具体化が急務だ。

四階建ての改善事業に

「エレベーター」導入せず

市は、河崎住宅の四階建て二棟の「改善事業」を着手した。

この二棟に、高齢化社会に順応した「エレベーター」の導入が無い。

市の「公共施設管理」に、「ユニバーサルデザイン」の意識が低い。

閉ざされた民主主義を改めよう!

あなたも、市議会に挑んでみませんか!

市長の「顔」・見えない

「委員会を重視?」

改選後の議会で、「委員会」に市長・副市長・教育長の出席を求めない「会議」を開くことが決まった。議会の会議に、市政の執行責任者と議員が議論を交わさないという「ルール」は、市長と議員を選挙で選ぶ市民の権利の否定につながる。馴れ合い議会は、自殺行為となる。

民主主義を閉ざす、

数の論理を改めよう!

議員の個人意見を否定

「議会報告会」

議員は、人それぞれに、生き方、考え方と選出基盤の絡みを背負いながら、議会の論戦に挑む。

議員の意見は、議員の政治生命を宿す政治信条(自由)であって、何人も干渉すべきものではない。

議会は、言論の自由が最大限補償される機関だ。その機関での発言の否定は、言論と表現の自由に反する。

市議会は、市民の視点で議論を!

- ※湊山球場敷地の活用と鳥大医のキャンパス問題。
 - ※米子駅南北一体化と中心市街地の活性化問題。
 - ※県営の産廃最終処分場計画と環境問題。
- これらを、議会は「特別委員会」を設置して、集中審議すべきだ。

地方自治は

民主主義の学校!

地方分権・地方創生と、看板が揺れ動いたが、果実の実感は薄い。

「人民の人民による人民のための政治」という、「リンカーンの名言」は、現代の地方自治の原点だ。

今、地方議会の議員の出馬を巡って、「廃止した年金」と「報酬の高」の議論が再燃している。

真理は、健全な議論と活動の見える「魅力ある議会」が待望される。市議会の健全化に、市民の監視を!

自治会(町内会)は、政治団体ではありません！

市選管から、各自治会長に通知(お知らせ)

「自治会などが特定の候補者を推薦することは、投票の自由が侵害される恐れがあるため、好ましい事ではないと考えています。」

自治会の会長会・役員会の推薦、「法に抵触」！

「選挙告示前に、自治会内の候補者選考会や推薦会等で、あらかじめ推薦する候補者が決まっている場合は、選挙の事前運動となり、公職選挙法に抵触する恐れがあります。」

自治会(町内会)は、

自由な意思の集まり

特定の政治理念や

思想が一致することは

現実的ではありません

選挙は、一人ひとりの

自由な意思が

尊重されるべきです

自治会推薦は、

一人ひとりの

自由な意思を阻害します

自治会の「法人団体」は、特定政党の支持が、禁止されています。

事前運動(公選法違反)

30万円以下の罰金

自治会で、あらかじめ候補者を決めた「自治会推薦」は、公職選挙法の「事前運動」にあたり、罰則の適用。罰金30万円以下、時効は3年。

選挙&事前運動の禁止規定

名目だけの選考会、推薦会等であつて、あらかじめ特定の人を決めておいて、単にその会でこれを了承、承認させ、あるいは形式的に決定し発表するにすぎないような場合は、選挙運動になり、事前運動の禁止規定にふれることになる。

また、選考会等の決定の結果を、内部だけでなく、外部にまで発表、宣伝することは、多くの場合、選挙運動になる。

(「地方選挙早わかり」参照。)

「明るい選挙推進大会」を開催

県選管・呼びかけ

県議会選挙にむけ、県選管は「明るい選挙推進大会」の中で、「選挙人の自由な意思による投票を妨げるような自治会や地区推薦は行われないよう従来から呼びかけている。」

(2007/02/09 県議会)

十二月市議会

市選管と一問一答

市民の自主的な市政参加を求めて

遠藤議員

選挙の投票率が下がっている。公民館を利用した主権者教育と選挙の啓蒙活動を行う考えについて、入澤選管委員長

現在高等学校を中心の出前講座等で精いっぱい。公民館単位に広げることが無理。

議員

高齢化社会を受けて、当日投票所と期日前投票所の増設の検討について。

選管委員長

当日投票所は、人口の増減等を勘案しながら投票区の見直しの中で考えたい。期日前投票所の増設は、参議院選挙に間に合うよう検討したい。

議員

議員候補者、あるいは議員を自治会が推薦することの、市と県選管の見解について

選管委員長

自治会等が、特定の候補者を推薦することは、投票の自由が侵害される恐れがあるため好ましい事ではない。県選管も同様の認識。

政務活動費支出処理票

会派(議員)名: 遠藤 通

支出年度	平成30年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		280,000 円	
支出内容		数量	金額
広報紙印刷・折込料			280,000
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

NO. 02484

領 収 証

平成 31 年 2 月 19 日

一院クラブ 殿

金額	¥	2	8	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

入金明細	現金	○
	小切手	
	手形	

但し

上記金額正に領収いたしました



●企画 ●デザイン ●写真撮影 ●CTP製版 ●印刷

(有)岡本美術印刷
鳥取県米子市両三柳2378-5 / TEL (0859) 33-5801



請求明細書

納品日：平成31年 2月 7日 伝票No. 142816

企画・デザイン・写真撮影・印刷

(有)岡本美術印刷

代表取締役社長 岡本直吉
 〒683-0853 鳥取県米子市西三所2378(米子総合回地)
 TEL0859-33-5801 FAX0859-33-5803
 (振込先)

一院クラブ 御中

999998

区分	商品コード	商品名	数量	単位	単価	金額	備考
	03	リーフレット 2019.2月号 / 2折 A3-3×3C	19,000	枚		170,594	消費税率：8.0%
	03	" / DM折	1,000	枚		0	消費税率：8.0%
	25	折込料 / 日本海新聞	10,450	枚	5.85	61,132	消費税率：8.0%
	25	" / 朝日新聞・毎日新聞	7,060	枚	3.9	27,534	消費税率：8.0%
*		上記お買上分の消費税等				20,740	外税品計 259,260円
摘要	合計					280,000	

担当

これでは、米子市は沈みます 近未来の希望・託せますか！

湊山の「史跡公園整備(素案)」

事業費の非公表&用地費・物件費を隠蔽？

旧米子城跡の、イベントの賑わいに、近未来の夢と希望が託せるのか！

二の丸から天守跡区域の国史跡指定は、平成18年1月。

国指定後14年の歳月が流れた。

市は、平成29年の「史跡保存活用計画」に続き、平成31年に「史跡整備計画」に着手した。

「史跡整備計画」の事業期間15年間。市長選3回を跨ぐ長期プラン。

全体事業費12億5千万円を推定。うち市税負担分、5億円。

公共事業の計画に、事業費の全容を示さないことは異様。

事業費の内、生い茂る雑木の伐採費用は全額を算入せず、民有地の史跡追加予定地4ヶ所の用地費、物件費(補償費)は公表を拒み非公表。

しかも、市民に「意見公募」を求めながら、事業費の非公表、隠ぺいは、市民を欺き公僕に背く。

最も重要ことは、この「計画」に、市民の意見を尊重するという、市政の基本姿勢が貫かれていない。

球場敷地の「国史跡」・ストップ 民有地3ヶ所、「用地代・先渡し」

球場敷地の借地と深浦、出山、飯山の民有地4所の、国史跡の追加指定を計画。

うち、球場敷地の借地、深浦、出山の3ヶ所は、短期(5年以内)で用地代を先払いし、整備(事業)は、10年先にずれ込む計画。

地権者に忖度した、国史跡の追加指定計画。本性丸出しの「史跡公園化」だ。

球場敷地の自由な土地活用に、国指定のストップを。深浦、出山に遺構は存在しない。

「史跡公園化計画」に

市民の合意は

諮られていない！

封建社会の権力文化か！

眺望に魅せられる観光文化か！

天守閣の消えた城跡。球場敷地の「史跡公園化計画」に、市民の「反対意見」は寄せられても、市長が「市民合意」を諮った形跡はない。

市民の合意も無く、史跡の遺構の無い民地の公有化は、不条理だ。

湊山公園の桜・名所が消える

(鳥大医キャンパス用地と交換

「(球場敷地)今は、活用しません。」

と、市への要望書を取り下げた鳥大医のキャンパス問題の先々。

「交換説」・多大な財政負担

市は、球場敷地の史跡公園化に執着し続け、鳥大医のキャンパス用地は、「桜の並木地」を用立てる交換説を模索している。

この「一挙兩得」とも映る交換説は、「桜の並木地」の「公園代替用地」の確保という、多大な財政支出と市民から寄贈の桜名所を失う。

球場地の史跡指定

整備・多目的広場

しかも、球場敷地の史跡公園化は、東屋とベンチの広場整備に過ぎず、税金の投資効果は望めない。

ことばの整頓

*球場敷地の土地開発は、米子市と市民で決める。文化庁の強制は無い。国のペナルティーも無い。

*旧三の丸の史跡ゾーンは、
*御殿(現球場敷地)*大手門(現商業施設)*搦手門(現病院)*土堀(現球場)の4区分とある。
*球場敷地は、旧三の丸跡の全域ではなく、一部分に過ぎない。

伊木市長の重大な問題発言

拉致解決に、「もし、安倍内閣が軍事行動をするのであれば、全面的に支持する。」……憲法、尊重・擁護義務違反

市長、問題発言を「撤回」!

「一連の発言の趣旨は、決して間違っていない?」

市長は、発言の撤回後「自分の発言自体に、特に誤りがあったわけではない」と議会で居直り、「撤回は、誤解が解ける気配がない」と弁解。市長の、「軍事行動を支援する」という発言は、「誤解を招く」という類で消される問題ではない。「交戦権」を禁じた憲法に、反する発言だ。

市長と一問一答

十二月市議会

(遠藤議員)

市長は、議会開会前は、発言の撤回はしないという強い姿勢であった。撤回の判断に至った経緯について説明を求めたい。

(伊木市長)

その時点において、私の発言自体に特に誤りがあったわけではない。ただ、その後も誤解が解ける気配がないので、誤解を招いた文言を撤回した。

(議員)

市長は、発言に誤りはなかったという認識ですか。

(市長)

何度も説明してきた。私自身、今でも一連の発言の趣旨というものには、決して間違っていないかっただと思っっている。

(軍事行動の発言も、ですか?)

(議員)

市長は、軍事行動を安倍(内閣)さんがしたら支援するという発言を、されたわけですね。

(市長)

軍事行動を直接的に支持するとうい方はい方は決してしていない。

(議員)

市のホームページの、市長のコメントには、「全面的に支持する」と載っているのではないですか。

(市長)

拉致被害の文脈の中で、「あれば」という言葉を使って、「例え」ということで使っている。軍事行動を支持するというような部分だけを切り取られては困る。

(議員)

時の市長として、軍事行動を支援すると言われたのですか。

(市長)

言葉として、軍事行動という言葉を使ったのは事実だ。

(議員)

市長は、「軍事行動を支援する」という言葉は、適正であったとの認識か、反省の弁が見えない。

(市長)

私自身、発言全体の真意に、特に誤りがあったとは思っていない。「誤解される部分」があったことは事実だ。

市長は、「軍事行動」という発言に警戒心も無い。市民は、言葉の責任と反省を求めている。

市長発言の背景に、「諸外国では、軍需力を背景に外交交渉を進めるのは普通のことだ」という、政治信条の表れではないかとの批判もある。

「拉致問題」の

早期解決に向けて!

(議員)

拉致問題解決の、一番有効な手段は何かについて伺いたい。

(市長)

国民世論が丸となって、政府の行動を支持していくこと。ここが非常に重要だ。

(議員)

一番の障壁は、日本と北朝鮮の直接交渉を拒んでいる、米政府に責任があるのではないか。

277, 何を表していますか?

市営住宅1,518戸のうち、使われていない空室戸数!

建物を長く使う「長寿命化10年」計画は、策定から7カ年が経過。この間、「政策空室」の改善事業の予算が動いたのは、わずか2カ年。「予算を計上しない計画」を、漫然と続け、「空室277戸」を放置。公営住宅は、良好な管理と速やかな改善が法で義務付けられている。

河崎住宅、115戸

青木住宅、78戸

「改善事業に、金が掛かる。」、前市長の市政運営がもたらした負の遺産。「空室の放置」。

市営住宅の経営管理は、効率性が高い。先に投資した借金(元利)は、家賃収入を原資に返済している。

逆に、「政策空室」という名目で、使わない「空室」を「放置」している現状は、税収の損失となる。河崎・青木住宅の、「政策空室」解消にむけた事業の具体化が急務だ。

四階建ての改善事業に

「エレベーター」導入せず

市は、河崎住宅の四階建て二棟の「改善事業」を着手した。

この二棟に、高齢化社会に順応した

「エレベーター」の導入が無い。

市の「公共施設管理」に、「ユニバーサルデザイン」の意識が低い。

閉ざされた民主主義を改めよう!

あなたも、市議会に挑んでみませんか!

市長の「顔」見えない

「委員会を重視?」

改選後の議会で、「委員会」に市長・副市長・教育長の出席を求めない「会議」を開くことが決まった。議会の会議に、市政の執行責任者と議員が議論を交わさないという「ルール」は、市長と議員を選挙で選ぶ市民の権利の否定につながる。馴れ合い議会は、自殺行為となる。

民主主義を閉ざす、

数の論理を改めよう!

議員の個人意見を否定

「議会報告会」

議員は、人それぞれに、生き方、考え方と選出基盤の絡みを背負いながら、議会の論戦に挑む。

議員の意見は、議員の政治生命を宿す政治信条(自由)であって、何人も干渉すべきものではない。

議会は、言論の自由が最大限補償される機関だ。その機関での発言の否定は、言論と表現の自由に反する。

市議会は、市民の視点で議論を!

- ※湊山球場敷地の活用と鳥大医のキャンパス問題。
 - ※米子駅南北一体化と中心市街地の活性化問題。
 - ※県営の産廃最終処分場計画と環境問題。
- これらを、議会は「特別委員会」を設置して、集中審議すべきだ。

地方自治は

民主主義の学校!

地方分権・地方創生と、看板が揺れ動いたが、果実の実感は薄い。

「人民の人民による人民のための政治」という、「リンカーンの名言」は、現代の地方自治の原点だ。

今、地方議会の議員の出馬を巡って、「廃止した年金」と「報酬の高」の議論が再燃している。

真理は、健全な議論と活動の見える「魅力ある議会」が待望される。市議会の健全化に、市民の監視を!

自治会(町内会)は、政治団体ではありません！

市選管から、各自治会長に通知(お知らせ)

「自治会などが特定の候補者を推薦することは、投票の自由が侵害される恐れがあるため、好ましい事ではないと考えています。」

自治会の会長会・役員会の推薦、「法に抵触」！

「選挙告示前に、自治会内の候補者選考会や推薦会等で、あらかじめ推薦する候補者が決まっている場合は、選挙の事前運動となり、公職選挙法に抵触する恐れがあります。」

自治会町内会は、

自由な意思の集まり

特定の政治理念や

思想が一致することは

現実的ではありません

選挙は、一人ひとりの

自由な意思が

尊重されるべきです

自治会推薦は、

一人ひとりの

自由な意思を阻害します

自治会の「法人団体」は、特定政党の支持が、禁止されています。

事前運動(公選法違反)

30万円以下の罰金

自治会で、あらかじめ候補者を決めた「自治会推薦」は、公職選挙法の「事前運動」にあたり、罰則の適用。罰金30万円以下、時効は3年。

選挙&事前運動の禁止規定

名目だけの選考会、推薦会等であつて、あらかじめ特定の人を決めておいて、単にその会でこれを了承、承認させ、あるいは形式的に決定し発表するにすぎないような場合は、選挙運動になり、事前運動の禁止規定にふれることになる。

また、選考会等の決定の結果を、内部だけでなく、外部にまで発表、宣伝することは、多くの場合、選挙運動になる。

(「地方選挙早わかり」参照。)

「明るい選挙推進大会」を開催

県選管・呼びかけ

県議会選挙にむけ、県選管は「明るい選挙推進大会」の中で、「選挙人の自由な意思による投票を妨げるような自治会や地区推薦は行われぬよう従来から呼びかけている。」

(2007/02/09 県議会)

十二月市議会

市選管と一問一答

市民の自主的な市政参加を求めて

遠藤議員

選挙の投票率が下がっている。公民館を利用した主権者教育と選挙の啓蒙活動を行う考えについて、

入澤選管委員長

現在高等学校を中心の出前講座等で精いっぱい。公民館単位に広げることが無理。

議員

高齢化社会を受けて、当日投票所と期日前投票所の増設の検討について。

選管委員長

当日投票所は、人口の増減等を勘案しながら投票区の見直しの中で考えたい。期日前投票所の増設は、参議院選挙に間に合うよう検討したい。

議員

議員候補者、あるいは議員を自治会が推薦することの、市と県選管の見解について

選管委員長

自治会等が、特定の候補者を推薦することは、投票の自由が侵害される恐れがあるため好ましい事ではない。県選管も同様の認識。

